

一時預かり実施園 利用料金表

区分 (※4)	基本料金(※3)				昼食 利用料	実費徴収金	
	3歳未満児		3歳以上児				
	1日利用	半日利用	1日利用	半日利用			
保育 時間 (※2)	9:00～17:00	9:00～13:00, 13:00～17:00	9:00～17:00	9:00～13:00, 13:00～17:00			
	時間外保育時間(※1) 8:00～9:00 17:00～18:00						
料金	2,500円	1,250円	1,000円	500円	300円 ※東船橋 ちとせ保育園 は350円 ※どろんこ 保育園 は520円	利用料とは別に、利用者全員 以下の費用がかかります。	
						【ローゼンかみやま保育園】	
						連絡ノート	430円
						【東船橋ちとせ保育園】	
						おやつ代	150円
						その他、利用料とは別に実費 がかかる場合もあります。 詳しくは、実施園にお問い合わせください。	

- ※1 時間外保育時間は、通勤時間等の理由により、実施園が認めた場合に限りご利用いただけます。
ただし、B利用及び6か月未満のお子様はご利用できません。
- ※2 保育時間を超えて利用する場合、延長料金(1時間あたり300円)がかかります。
- ※3 生活保護法による被保護世帯の方は、申し出により基本料金(昼食利用料・実費徴収金・延長料金を除く)は無料となります。
- ※4 年齢の基準は利用する年度の初日現在の満年齢とします。
年度の途中で誕生日を迎えた場合であっても、年齢区分による利用料は変更となりません。

一時預かりの利用料の無償化について

【対象者】 船橋市在住で、次の全てを満たす方

- ① 現在、認可保育園、認定こども園・幼稚園(※5)を利用していない
- ② 3～5歳児クラスの子どもまたは市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子ども
- ③ 利用前に船橋市から『保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)』を受けている

※5 一部の認定こども園・幼稚園を利用している場合、認定こども園・幼稚園の
預かり保育だけでなく、一時預かりの利用料も無償化の対象になります。
対象施設については、市HP「無償化対象・預かり保育事業施設一覧」
(二次元コード①)をご覧ください。



【給付額】 利用料(昼食利用料及び実費徴収金を除く)について、表のとおり給付を受けることができます。

	一部の認定こども園・幼稚園との併用 (預かり保育利用料と合わせて)	左記以外 (認可外保育施設等の利用料と合わせて)
3～5歳児クラス	月額上限 11,300円	月額上限 37,000円
市民税非課税世帯の0～2歳児クラス	月額上限 16,300円	月額上限 42,000円

【必要な手続き】 利用前に『保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)』を受ける必要があります。
申請及び施設等利用費の請求手続きについては、市HP「幼児教育・
保育の無償化について」(二次元コード②)をご覧ください。

